〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1-9-16 バンコック銀行ビル 4 階電話:06-6262-9226,9227電話対応時間:平日午後3時30分~午後5時30分FAX:06-6262-9228

ノンイミグラント Ο

(未成年の学生の親/保護者)

来館前に、必ず事前予約【VABO】http://thaiconsulate-visa.jp/vabo/index.php/en/を行ってください。

申請時間: 9 時 30 分~11 時 30 分 - 休館日は HP (www.thaiconsulate.jp)をご確認下さい。

受領時間:13 時 30 分 \sim 15 時 00 分-書類不備がなければ $\underline{3}$ 営業日後(申請日を含む) の受領となります。

(タイ王国大阪総領事館のホームページに掲載されているビザを申請する際の注意事項に記載のある国籍保有者に

関しましては、少なくとも45日~60日のビザ取得日数が必要です。)

入国目的	タイ教育省の認可を受けた教育機関 (学校教育である小学校・中学校・ 高校)、またはインターナショナル スクールや私立大学のインターナ ショナルプログラムに通う学生の 親 もしくは 保護者がタイに入国・ 滞在する場合	入国回数	シングル(1 度のみ入国可能)	
		ビザ有効期限	発行日から 3 か月	
		入国後の滞在可能期間	入国日から 90 日	
		ビザ申請料金 (現金のみ)	10,000 円	
	● 提出した航空券(e チケット)または航空券予約確認書の入国日に必ず入国すること。			
注意事項	• タイ入国後、入国管理局はビザの種類に応じて滞在可能な期間を許可します。その期間を超えて			
	滞在を希望する者は、タイ入国管理局で滞在期間の延長を申請可能です。			
	一旦受理した書類は一切返却致しません。 ビザ申請料は返金できません。			
	下記の必要書類は、事前の通知なしに変更することがあります。			
	• タイ王国大阪領事館は追加の書類を依頼することがあります。また申請者が全ての書類を揃えて			
	いても、タイ王国大阪領事館はビザ発給を拒否する権限を有します。			
	• ビザの発給はタイ王国大阪領事館の裁量で決定します。ビザ発給拒否の理由については、			
	問い合わせがあっても回答できません。			
	• 詐称もしくは虚偽の申請を行った場合は永久に申請不適格となります。			

必要書類

1. パスポート 原本 と コピー

- ●有効期限が6か月以上あるもの
- ●査証欄の余白部分が 2 ページ以上あるもの
- ●コピーはデータ面(顔写真のある面・パスポート番号記載面・所持者サイン記載面)を A4 サイズで取ること

2. 申請書(Application For Visa) [PDF1, PDF2]

●全ての欄を記入し、申請者が該当する署名欄に、パスポート内の署名と同一の署名をしたもの

3. 証明写真 1 枚

- ●サイズ 縦 4.5cm×横 3.5 cm
- ●カラー写真で、3 か月以内に撮影されたもの
- ●申請書に貼り付けてください
- ●国籍によって枚数が異なります。以下の日本国籍以外の申請者の追加書類をご確認ください。

4. 経歴書 [PDF]

●全ての欄を記入し、申請者が該当する署名欄に、パスポート内の署名と同一の署名をしたもの

ビザ発行を要請するタイ側の教育機関発行の招聘状(Invitation Letter)

- ●必ず原本であり、英文で記載されていること(PDF、コピー、ファックスは不可)
- ●教育機関のレターヘッド入りの用紙であること
- ●宛名はタイ王国大阪領事館「Royal Thai Consulate-General, Osaka」であること
- ●内容には必ず申請者名、就学者名、就学者と申請者の関係性、滞在目的、入国日、滞在期間、必要とされるビザの 種類が記載されていること
- ●公印が捺印されてあり、代表者(サイン権保有者)の直筆署名(電子署名は不可)を含むこと

ビザ発行を要請する日本側の教育機関発行の推薦状(Recommendation Letter)

- ●必ず原本であり、英文で記載されていること(PDF、コピー、ファックスは不可)
- ●教育機関のレターヘッド入りの用紙であること
- ●宛名はタイ王国大阪領事館「Royal Thai Consulate-General, Osaka」であること
- ●内容には必ず申請者名、就学者名、就学者と申請者の関係性、滞在目的、入国日、滞在期間、必要とされるビザの 種類が記載されていること
- ●公印が捺印されてあり、代表者(サイン権保有者)の直筆署名(電子署名は不可)を含むこと
- ●タイの教育機関に直接入学し、所属している日本の学校がない場合は、身元保証書原本 (Guarantee letter)

と保証人の署名入りのパスポート または 運転免許書の裏表コピーを提出すること

身元保証書 [PDF]

- ▶ 身元保証人は、20歳以上で正規日本居住(外国籍の場合は永住権所持者)、申請者の個人情報などを確認することができること、そして申請者がタイ在住中に領事館から連絡ができる日本在住の者
- ▶ 保証人が外国籍の場合は、パスポートと在留カード(永住者のみ)の裏表コピーを提出すること
- > 英文身元保証書(Guarantee Letter)の保証人の署名と、保証人の身分証明書内の署名は同一であること
- ▶ 運転免許書裏面に署名がない場合は、運転免許書の裏表コピーに必ず英文身元保証書(Guarantee Letter)に 署名したものと同一の自筆の署名をすること

7. 申請者と就学者との家族関係を証明する公的書類

- ●日本国籍の場合は戸籍謄本 原本 (発行から 3 か月以内のもの)
- ●申請者とその家族が外国籍同士の場合は、住民票 または その国での出生証明書コピーと英文翻訳文

8. 就学者のパスポート コピー

●有効な旅券のデータ面(顔写真のある面)

9. 就学者の Nonimmigrant-ED の有効な滞在許可証(Stay permit)のコピー

10. 航空券(e チケット) または 航空券予約確認書コピー

●航空会社 もしくは 旅行代理店発行のもので、申請者名、便名、タイ入国日が明記されていること

11. 就学者とその親/保護者が同時に渡航を希望する場合(就学者が既にタイ国内において、上記 9 を取得している場合は除く)は、以下の通りです。

- ●上記の就学者の書類 9 は不要
- ●必ず就学者とその家族は同時にビザの申請をすること
- ●必ず就学者とその家族は同時にタイに渡航すること
- ●就学者の航空券(e チケット) または 航空券予約確認書コピーを提出すること

日本国籍以外の申請者の追加書類

- 12. 在留カードの裏表コピー(申請時に原本を提示すること)
 - ●有効期限が3か月以上あるもの
 - ●在留期限を更新中の方は、入国管理局が発行した在留期間更新許可申請の申請受付票のコピーも提出すること
- 13. 申請書と証明写真(以下の表に記載のある国籍のみ)(証明写真は申請書に貼り付けてください)
 - ●1-28 の国籍の方は 申請書 3 枚と写真 3 枚
 - 29-30 の国籍の方は 申請書 4 枚と写真 4 枚

1. アフガニスタン	2. バングラデシュ	3. エジプト	4. 北朝鮮
5. リビア	6. パレスチナ	7. スーダン	8. イエメン
9. カメルーン	10. コンゴ共和国	11. コンゴ民主共和国	12. 赤道ギニア共和国
13. ギニア共和国	14. アルジェリア	15. 中国	16. イラク
17. レバノン	18. ネパール	19. パキスタン	20. スリランカ
21. シリア	22. ガーナ	23. 中央アフリカ共和国	24. ソマリア連邦共和国
25. サントメ・プリンシペ	26. リベリア共和国	27. シエラレオネ共和国	28. ミャンマー
民主共和国			(日本国法務省発行の再入国
			許可書保持者)
29. ナイジェリア	30. イラン		

- ※ 上記表に記載の国籍の申請者は、 ビザ発給までの審査に 3 日から 60 日ほど時間を要する場合がございます。 ご出発する前は余裕を持って申請されることを推奨します。
- ※ ナイジェリア国籍の申請者は、ここに記載のある全ての必要書類に加え、The National Drug Law Enforcement Agency (NDLEA) 発行の無犯罪証明書の提出が必要です。また、この証明書はナイジェリア連邦共和国外務省で認証を受け、その後在アブジャタイ王国大使館で認証を受けてください。